

砂川市規則第13号

令和6年3月28日

砂川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

砂川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3（第14条関係）中

「

<p>(5) 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で一会計年度の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合。</p>	<p>次のいずれかに該当する会計年度任用職員について、夏季の期間（7月1日から9月30日まで）において1日を単位とする連続するそれぞれ掲げる日</p> <p>ア 1週間の勤務日が5日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員であって、1年間の勤務日が217日以上であるもの（1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が30時間以上を含むものとする。） 3日以内</p> <p>イ 1週間の勤務日が4日とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員であって、1年間の所定勤務日が169日以上216日以下であるもの 2日以内</p> <p>ウ 1週間の所定勤務日が3日とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって所定勤務日が定められている会計年度任用職員であって、1年間の勤務日が121日以上168日以下であるもの 1日</p>
---	--

」

を

「

<p>(5) 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で一会計年度の勤務日が47日以下であるも</p>	<p>次のいずれかに該当する会計年度任用職員について、一会計年度の7月から9月までの期間（当該期間が業務の繁</p>
--	--

<p>のを除く。)に限る。)が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる会計年度任用職員にあっては、一会計年度の6月から10月までの期間)において1日を単位とする連続するそれぞれ掲げる日</p> <p>ア 1週間の勤務日が5日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員であって、1年間の勤務日が217日以上であるもの(1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が30時間以上を含むものとする。) 3日以内</p> <p>イ 1週間の勤務日が4日とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員であって、1年間の所定勤務日が169日以上216日以下であるもの 2日以内</p> <p>ウ 1週間の所定勤務日が3日とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって所定勤務日が定められている会計年度任用職員であって、1年間の勤務日が121日以上168日以下であるもの 1日</p>
---	--

」

に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。